

	議席	氏名	議席	氏名
	3月29日	・		
	3月30日	・		
	3月31日	・		
	4月1日	議長選挙		

1963年度第8回宣野市議会臨時会議録

1. 1963年5月29日第8回宣野市議会臨時会議を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比彌定亮	3番	天久盛
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春
7番	橋嶽正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里徳行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
1番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎

3. 不応招議員はなし

4. 勧請議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比彌定亮	3番	天久盛
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春
7番	橋嶽正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	15番	宮城盛昌	16番	宮里徳行
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助	19番	武島行男
20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎		

5. 欠席議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永

6. 市町村自治法第61条の規定により、監事就任のため臨時したものは次のとおりである。

鳥取区議会議員登録	2月6日	"
	3月3日	"
	3月5日	"
	3月8日	"
	3月10日	鳥取市議会

1963年度第8回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1963年5月29日第8回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真大	6番	仲村春果
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	申里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真大	6番	仲村春果
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞寿	18番	申里幸助	19番	武島行男
20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎		

5. 欠席議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 具 量 真 徳 収入役 仲 村 春 松
 稽務課長 松川 正義 財政課長 当山 金喜 経済課長 沢 し 実一
 建設課長 島袋 昌輝 水道課長 長里 啓俊

7. 本会議の議題は次のとおりである。

議題長 松 川 正 義 書記 伊 佐 正 繁 照 屋 敏

8. 講演議程は次のとおりである。

議程第1. 会期の決定について

議程第2. 講事録署名職員の決定について

議程第3. 議案第11号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

議程第4. 議案第3号、行政区域設置審査方について

議程第5. 議案第4号、行政区域設置審査方について

議程第6. 報告第1号、行政区画設置規程についての審査報告

議程第7. 報告第2号、行政区画審査方議案についての審査報告

9. 会議の顛末

議長～議席19名であります、市町村自治法第53条の規定によつて、
 会議は成立致りますので、只今より第3回宜野湾市議会臨時会を開会致します。（午後2時23分）

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～議程第1. 会期の決定についてお詫び致します。

議長～質疑通告します。（午後2時24分）

議長～質問致します。（午後2時27分）

議長～休憩中に話しあがりましたように、本会期を2日間もつことに
 お異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

市長 仲 村 春 勝 助役 吳 屋 真 德 収入役 仲 村 春 松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 島袋 昌兼 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 伊佐 正義・照屋 繁

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の決定について

日程第3. 議案第11号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

日程第4. 陳情第3号、行政区画設置善処方について

日程第5. 陳情第4号、行政区画設置善処方について

日程第6. 報告第1号、行政区画設置規程についての審査報告

日程第7. 報告第2号、行政区画善処方原情についての審査報告

9. 会議の顛末

議長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立致しますので、只今より第8回宜野湾市議会臨時会を開会致します。（午後2時23分）

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定についてお詫び致します。

議長～暫休憩致します。（午後2時24分）

議長～再開致します。（午後2時27分）

議長～休憩中に話し合がありましたように、本会期を2回間もつことに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本会期を本日より5月30日までの（2ヶ月間）と決定致します。

議長～議程第2、会議録署名議員の決定についてお諮り致します。

議長～議長一任の声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長一任とすることに致します。
では指名致します。15番 宮城盛昌、9番 安里安明の両議員を指名致します。

議長～議程第3、議案第11号、1963年度宜野湾市才入才園追加更正予算についてを議題と致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者趣旨説明を求めます。

市長～63年度の追加更正予算ですが、収入においては政府の補助金が今までに予想していた額よりもふえて、14億5千のびよほの補助金が参りましたので、又産業の振興費の執行状況も大体済んで、この面で特にちくぎゆうの奨励に800万をやすために、他に残つておつた8月、9月で100万、商工奨励費で300万、共進会費で300万、一応このちくぎゆうの奨励費にまして、800万をやして会計上、400万の予算で執行して行いたいと思つて提案しておりますので宜しく御審議の程を本願い申しあげます、尚請部については、質疑の場合にお答えしたいと思つております。

議長～本議に対する質疑を願います。

15番～才園のちくぎゆう奨励費について、年度末になつて800万が追加されておりますが、その理由について御説明願います。

経済課長～この補助金の決定は、農協からウシ購入資金借入に対して、その利子を全部市が補助しています。これはあらかじめ何頭というような事ではなく、いわゆるウシを買って金を借りるとありますので、年度始めに何頭というように決めるのは難しいのであります。それからこの補助金の出し方次第、一会计年度を対象とし

議長～御異議がないものと認め、本会期を本日より5月30日までの（
2回間）と決定致します。

議長～日程第2.会議録署名議員の決定についてお詫び致します。

議長～議長一任の声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長一任とすること
に致します。
では指名致します。15番 宮城盛昌、9番 安里安明の両議
員を指名致します。

議長～日程第3.議案第11号、1963年度宣野市才入才出追加更
正予算についてを議題と致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者趣旨説明を求めます。

市長～63年度の追加更正予算でありますが、収入においては政府の補
助金が今までに予想していた額よりもふえて、148万のびよほ
の補助金が参りましたので、又産業の振興費の執行状況も大体済
て、この面で特にちくぎゆうの奨励に800\$ふやすために、他
に残つておつた8目、9目で100\$、商工奨励費で300\$、
共進会費で300\$、一応このちくぎゆうの奨励費にして、8
00\$ふやして合計1,400\$の予算で執行して行きたいと思
つて提案してありますので宣しく御審議の程をお願い申しあげま
す、尚細部については、質疑に場合にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を願います。

5番～才出のちくぎゆう奨励費について、年度末になつて800\$追加
されておりますが、その理由について御説明願います。

経済課長～この補助金の決定は、農協からウシ購入資金借入に対して、そ
の利子を全部市が補助しています。これはあらかじめ何頭という
ような事ではなく、いわゆるウシを買って金を借りるときであります
ので、年度始めに何頭というように決めるのは難しいのであ
ります。それからこの補助金の出し方は、一会计年度を対象とし

ています。例へば補助の対象は1ヶ月となっておりますが、会計年度によってやつております。

要～書論省略の声がきさいますが、御異議をきいませんか。

職長～では懲業第二工場、1916年渡宜野湾市才入才山過加更正予算
計上に於ても事項記載なし。

長～御異議がないものと認め、設案第1工号、さうるう年慶宣経済商才入才出追更正受取についてを原票添附し可否を審査をもく

長～お詫び致します。行政区画設置処方陳情が2件参つております
が、同陳情案件は関連しておりますので、一括して、受理して目
程に追加するかどうか御検討願います。

1番～本障害者虐待は児童生の要望でありますし、又本会議に提出され
ている行院区議会議の請願案とも関連致しますので、交通して
相手追加をして審議すべきです。

ています。例へば補助の対象は 1ヶ年となつておりますが、**金**計年度によつてやつております。

議長～4番議員の出席を報告致します。

議長～質疑打切の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では議案第11号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第11号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを原案通り可決し定めます。

議長～お詫び致します。行政区画設置審査方陳情が2件参つておりますが、同陳情案件は関連しておりますので、一括して、受理して日程に追加するかどうか御検討願います。
その前に書記をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議長～再開致します。(午後2時46分)

1番～本陳情案件は地元住民の要望でありますし、又本会議に提出されている行政区画設置の諮問案件とも関連致しますので、受理して日程追加をして審議すべきであると思います。

議長～只今、本陳情案件は行政区画設置の諮問案件とも関連するので、
受理して員程追加をして審査すべきであるとの御意見でござれば
すが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本陳情案件を受理して審査に追加する
ことに致します。

議長～員程第4、陳情第3号、行政区画設置審処方についてを追加願います。(5月12員付のもの)
員程第5、陳情第4号、行政区画設置審処方についてを追加願います。(5月28員付のもの)

議長～本陳情案件は関連致しますので、一括上程致します。
質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後3時6分)

議長～再開致します。(午後3時10分)

議長～陳情第3号、第4号は報告第1号とも関連致しますので、一括質
疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

議長～員程第6、報告第1号、行政区画設置規則の設定についての審査
報告と、員程第7、報告第2号、行政区画設置審処方についての
審査報告は関連致しますので、一括して上程致します。また
尚、本案件は先に行政区画設置特別委員会に付託してありました
ので、委員会の報告を求めます。

一応報告書を聴取せしめます。

議長～委員長の報告を求めます。

議長～只今、本陳情案件は行政区画設置の諮問案件とも関連するので、受理して日程追加をして審査すべきであるとの御意見でございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本陳情案件を受理して日程に追加することに致します。

議長～日程第4・陳情第3号、行政区画設置善処方についてを追加願います。(3月12日付のもの)
日程第5・陳情第4号、行政区画設置善処方についてを追加願います。(3月28日付のもの)

議長～本陳情案件は関連致しますので、一括上程致します。
質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後3時6分)

議長～再開致します。(午後3時10分)

議長～陳情第3号、第4号は報告第1号とも関連致しますので、一応質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

議長～日程第6・報告第1号、行政区画設置規程の設定についての審査報告と、日程第7・報告第2号、行政区画設置善処方についての審査報告は関連致しますので、一括して上程致します。
尚、本案件は先に行行政区画設置特別委員会に付託してありましたので、委員会の報告を求めます。

一応報告書を朗読せしめます。

議長～委員長の報告を求めます。

委員長（安次富）～審査通過を報告致します。同報告を一回頂きましたので、本委員会は去る3月8日㈬の本会議において、構成されまして、本議題並びに陳情第2号ともに付託され、3月16日㈮から10日間にわたりて慎重なる審議をした結果、先に事務局から朗読のありました通りであります。

本委員会は3月16日（第1回目）に開催し、委員会の構成をなした。その結果委員長に私、副委員長に天久盛雄氏が選任されました。

第2回目が3月18日で本議題の趣旨内容を検討致しました処、区長制廃の廢止に伴い、去つた12月の基本要綱、いわゆる本市の末端行政は区を置いて行政を行うと云う要綱に基づいて、現在ある處の23の行政区を再編致しまして、行政区の合理化を図り、そして行政効率を高めると云うのが趣旨内容であります。本委員会の審査の方法として検討した処、この議題の内容と調達する問題だと云うことで、末端行政の有り方をどうすべきかと云つた様な根本的な問題から、ほり下げて検討すべきだと云う観点に立つて審査の方法を打立てたわけであります。

そこで本市町村においては如何なる方法で末端行政事務を施行されているか、又部落自治との関係はどうなつてあるかと云う様な事を真先に調査して、どの資料に基づいて審査をすべきだと云う事になり、3月18日は、那覇市の実態調査をなし、市内の末端行政の有り方と資料集報。

那覇市の場合以前から廢止になつております。末端行政はほとんど市役所の担当職員によつて事務処理がなされている状態であります。だがしかし何んと云つても末端組織の育成強化、末端組織がないと事務処理の効果が上がらないと云つた立前から、自治会の組織を今後強化促進すると云う様な状態であります。

そこで、那覇市の2ヶ所の自治会を見聞しましたが、1ヶ所は糸町の自治会、もう1ヶ所は猿多川の自治会であります。

何故その2ヶ所を見聞したかと申しますと、那覇市においても農村形態をおびている處の自治会、別個な形態、組織をもつてゐる處の自治会を見た方が良いと云う事で、その2ヶ所を見ることに決定し、調査したわけであります。その具体的な面は後で申し上げます。而自治会においては市とのつながりは、本市みたいなつながりではなく、あくまで自主的な活動で、そして市政に同意すると云う様な立場を取つてゐる。行政事務を委託契約でもつて担当すると、その自治会長が担当すると云つた様な状態であります。

3月22日（第3回目）はコザ市役所に行き総務課長、収入課も交えてコザ市の実状を一聴見聞した。
コザ市の場合は、従来まで本市と同様な行政が執行されております

委員長（安次富）～審査結果を報告致します。

本委員会は去る3月8日（第1回目）において、構成されまして、本諮詢案並びに陳情第2号とともに付託され、3月16日から10日間にわたり慎重なる審議をした結果、先に事務局から朗読のありました通りであります。

本委員会は3月16日（第1回目）に開催し、委員会の構成をなしました。その結果委員長に私、副委員長に天久盛雄氏が選任されました。

第2回目が3月18日で本諮詢案の趣旨内容を検討致しました。区長制度の廃止に伴い、去つた12月の基本要綱、いわゆる本市の末端行政は区を画して行政を行ふと云う要綱に基づいて、現在ある處の23の行政区を再編致しまして、行政区の合理化を図り、そして行政効果を高めると云うのが趣旨内容であります。本委員会の審査の方法として検討した処、この諮詢案の内容と関連する問題だと云うこと、末端行政の有り方をどうすべきかと云つた様な根本的な問題から、ほり下げる検討すべきだと云う観点に立つて審査の方法を打立てたわけであります。

そこで他市町村における方法で末端行政事務を施行されているか、又部落自治との関係はどうなつているかと云う様な事を真先に調査して、この資料に基づいて審査をすべきだと云う事になり、3月18日は、那覇市の実態調査をなし、市内の末端行政の有り方と資料集収。

那覇市の場合以前から廃止になつております。末端行政はほとんど市役所の担当職員によつて事務処理がなされている状態であります。だがしかし何んと云つても末端組織の育成強化、末端組織がないと事務処理の効果が上がらないと云つた立前から、自治会の組織を今後強化促進すると云う様な状態であります。

そこで、那覇市の2ヶ所の自治会を一応見聞しましたが、1ヶ所は栄町の自治会、もう1ヶ所は繁多川の自治会であります。

何故その2ヶ所を見聞したかと申しますと、那覇市においても農村形態をおびている處の自治会、別個な形態、組織をもつている處の自治会を見た方が良いと云う事で、その2ヶ所を見ることに決定し、調査したわけあります。その具体的な面は後で申し上げます。再自治会においては市とのつながりは、本市みたいなつながりではなく、あくまでも自主的な活動で、そして市政に同意すると云う様な立場を取つてゐる。行政事務を委託契約でもつて担当すると、その自治会長が担当すると云つた様な状態であります。

3月22日（第3回目）はコザ市役所に行き総務課長、役員も交えてコザ市の実状を一応見聞した。
コザ市の場合は、従来まで本市と同様な行政が執行されております

が、今度の自治法改正によつて廢止することあります。又末端行政の有り方について、コサ市当局の意見をただした処、この縣委託制度を廢止して、担当員制度を探用して直接市当局が行政事務を担当すると云つた様な機構にかえつつあるとのことあります。そこで6月までの間暫定措置として現在の行政を委託制度の方法でして、新しい年度からは、新しい方針で進むという様なことで、今準備しているようあります。その外担当員の問題だとか、式は担当員のはあく來る地域、規模においても、ここに資料が備えていますので御参考願います。

以上の通り、那覇市、コサ市を調査見聞致しまして、その資料に基づいて委員会と致しましては、末端行政の有り方をどう形づけるかと、又どう答申するかと云つた様な事が検討され、その面を重点的にやると、そこで我々の調査した資料に基づいて、委員会が打ち出した場合に市当局は、それに対してどう考えるかと云つた様な事で、一応は市当局から市長、助役、副議長の出席を求め、意見を聴取したのであります。そこで当局と致しましては、我々が考慮している様で進めた場合、末端行政効果が今よりも低下するんだと云つた見解のようあります。それには色々の理由はあります、そこで委員会と致しましては、その理由を検討致しましたが、今の末端行政の有り方をこの際是正して行きたいと云う様な意見になつたのであります。しかし直ぐこの様で実施した場合非常に懸念される問題が発生るとそこで段階を経て将来はその様にもつて行くと云う様な結論になりますし、提案されている諸問題に従つて一応審査に入つたのであります。この場合は委員会の中でも相当意見がありまして、この原末行政の有り方を是正するんだと云う様な考え方と、段階をふんでその様に近づけて行くと云つた様な意見が対立したのであります。委員会としては、一応段階をふんで進むべきだとのこと、諸問題を認める前提で調査に入つたのであります。

尚又陳情第2号についても一括して審査に付し、陳情の趣旨内容も充份検討し、又分限線についても現地に行きまして、調査を行つて各地域の状況、地域住民の意見等も参考にしまして、報告書のとおり委員会としては、原案を一部修正して答申すべきであると、修正の趣旨であります。審査の結果にも記してあります様に11区、12区、13区の境界線については、今先き申し上げました陳情書も充分考慮に入れ、その地域住民の要望も入れ、又修正したことによつて末端行政事務には何んら支障を求まらないと云う様な見解に達しましたので、修正をしてあります。

それから15区、16区の境界線ですが、佐真下からの陳情とも関連致しまずが、一応は参考にはしてあります。委員会としては独自の立場で地域の人口規模、分限線の明確等を検討した結果、報告書にあるとおり修正しております。

16区、17区、18区の合併の点でありますが、志真志の住民の要望が、16区に合併した方が非常に便利だと、そこで長田

が、今度の自治法改正によつて廢止するとのことです。又末端行政の有り方について、コザ市当局の意見をただした処、この際委託制度を廢止して、担当員制度を採用して直接市当局が行政事務を担当すると云つた様な機構にかえつつあるとのことです。そこで6月までの間暫定措置として現在の行政を委託制度の方法で、新しい年度からは、新しい方針で望むという様なことで、今準備しているようあります。その外担当員の問題だとか、或は担当員のはあく出来る地域、規模においても、ここに資料が御座いますので御参考願います。

以上の通り、那覇市、コザ市を調査見聞致しまして、その資料に基づいて委員会と致しましては、末端行政の有り方をどう形づけるかと、又どう答申するかと云つた様な事が検討され、その面を重点的にやると、そこで我々の調査した資料に基づいて、委員会が打ち出した場合に市当局は、それに対してどう考えるかと云つた様な事で、一応は市当局から市長、助役、各課長の出席を求め、意見を聴取したのであります。

そこで当局と致しましては、我々が考えている線で進めた場合、末端行政効果が今よりも低下するんだと云つた見解のようあります。それには色々の理由はありますが、そこで委員会と致しましては、その理由を検討致しましたが、今の末端行政の有り方をこの際是正して行きたいと云う様な意見になつたのであります。しかし直ぐこの線で実施した場合非常に懸念される問題が生じるとそこで段階を経て将来はその線にもつて行くと云う様な議論になります。提案されている諮問案に従つて一応審査に入つたのであります。この場合委員会の中でも相当意見がありまして、この際末端行政の有り方を是正するんだと云う様な考え方と、段階をふんでその線に近づけて行くと云つた様な意見が対立したのであります。委員会としては、一応段階をふんで進むべきだととのことで、諮問案を認める前提で調査に入つたのであります。

尚又陳情第2号についても一括して審査に付し、陳情の趣旨内容も充分検討し、又分限線についても現地に行きました、調査を行つて各地域の状況、地域住民の意見等も参考にしまして、報告書のとおり委員会としては、原案を一部修正して答申すべきであると。修正の箇所がありますが、審査の結果にも明記してあります様に11区、12区、13区の境界線については、今先き申し上げました陳情書も充分考慮に入れ、その地域住民の要望も入れ、又修正をしたことによつて末端行政事務には何んだ支障を来さないと云う様な見解に達しましたので、修正をしてあります。

それから15区、16区の境界線ですが、佐真下からの陳情とも関連致しまが、一応は参考にはしてあります。委員会としては独自の立場で地域の人口規模、分限線の明確等を検討した結果、報告書にあるとおり修正してあります。

16区、17区、18区の合併の点でありますが、志真志の住民の要望が、16区に合併した方が非常に便利だと、そこで長田

た、今後の財政運営は多額な借入金とのことであります。一方に合併する区域ある部局は我如古に合併してくれとの要望も御座いましたので、それから宜野湾市合併する部局は従来から、更教育面、その他色々ありますが、その地域の住民の便利を図ると言つた立場に立ちまして、委員会としましては修正すべきだとめことで、別紙のとおり修正をしてあります。

以上のとおり、本委員会が全員程にわかつて、あらゆる角度から検討した結果別紙報告書のとおりになつてあります。そこで尙私の説明の不備の点もあるかと存じますので、委員の方々で補足説明をお願い致します。

附帯意見についてありますが、先程も申し上げました通り行政区、区長の既止の意味を充份検討致しましたが、委託契約制度と云うものは、あくまでも従来の区長制度の延長である事、との際委託制度を既止して、本来のすがた、いわゆる常勤職員によって未端行政の運営処理をさせるべきと云うような行政にもつて行くべきだと云う委員会の考え方方が一致しておりますので、次年度中にはとの問題を根本的に研究、調査して戴きませ、議会に更に答諮詢してもらうよう、委員会として申し入れてありますので、そう云ふことで附帯意見として上げてあります。

以上にして、本日の議題を以て終りに到つたので、議題に入りました

議長～暫休憩致します。（午後3時半を過ぎ）本題は終りに到つたこと、と

議長～暫開致します。（午後4時）本題は終りに到つたこと、と

議長～只今定期4時であります。後暫く時間延長をしたいと想いますが

議長～御異議ございませんか？（一括して）ございません。由田議員お話を

（異議なしと呼ぶものあり）此の問題につきお話をされたいと申しますが、お話を

お話をされた場合には、既定の一日を超過して看取て代り得る

議長～御異議がなければと認め、時間延長をすることに賛成をすります。

（一括して）是れ、この問題につきお話をされたいと申しますが、

議長～質疑を求めます。何がどうにあります。それで延長を認めます。

又終了の時間が前に、つけてお話をされたいと申しますが、

19番～報告書の主眼點の第3項について、御説明願います。

（一括して）是れ、これはゆえに延長してお話をされたいと申しますが、

議長（齊次富）～主眼點についてであります。従来の区長

が既止する事は、その意義が那邊にあるか、又どう云う運営の基に既止され

たかと云ふようなことを充份説明致しまして、この未端行政の有

り方が従来の区長制度のへい害を排除するために當たるものである

事の如き、ならばに合併する事の運営基準、たゞち運営

に合併する区域のある部分は我如古に合併してくれとの要望も御座いましたので、それから宜野湾に合併する部分は従来から、又教育面、その他色々ありますが、その地域の住民の便利を図ると云つた立場に立ちまして、委員会としましては修正すべきだとのことで、別紙のとおり修正をしてあります。

以上のとおり、本委員会が全員程にわたつて、あらゆる角度から検討した結果別紙報告書のとおりになつてあります。

尚私の説明の不備の点もあるかと存じますので、委員の方々で補促説明をお願い致します。

陳情第2号、行政区画設置審議方についても本委員会に付託され、別紙報告書のとおり採択すべきものと決定してあります。

附帯意見についてありますが、先程も申し上げましたとおり行政区、区長の廃止の意義を充分検討致しましたが、委託契約制度と云うものは、あくまでも従来の区長制度の延長であると、この際委託制度を廢止して、本来のすがた、いわゆる常勤職員によつて末端行政の事務処理をさせるべきと云うような行政にもつて行くべきだと云う委員会の考え方方が一致しておりましたので、次年度中にはこの問題を根本的に研究、調査して載きまして、議会に更に再諮問してもらうよう、委員会として申し入れてありますので、そう云うことで附帯意見として上げてあります。

議長～暫休憩致します。(午後3時50分)

議長～再開致します。(午後4時)

議長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼るものあり)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに致します。

議長～質疑を求めます。

19番～報告書の主眼点の第3項について、御説明願います。

委員長(安次富)～主眼点についてであります。従来の区長制度が廃止され、その意義が那辺にあるか、又どう云う理由の基に廃止されたかと云うようなことを充脳認識致しまして、この末端行政の有り方が従来の区長制度のへい害を排除するために歴たるものである

と云うような観点に立ちまして、いわゆる部落首長の性格をおびている医長に行政事務を担当させると、そこでその長と云うものは二重の性格をおびると、行政担当官であると同時に部落首長といわゆる行政事務以外の仕事をすると云うような二重性格をもつていると云う状態であります。それを是正するために市が暫定的に執行している処の委託制度、いわゆる区長制度は廃止したにもかかわらず、実質的には現状を維持している。そこで従来のまま続すべきであるかどうか、或はこの機会に自治法の趣旨を生かして、直接担当区域による所の行政官を置くと云う有り方であります。この問題については、那覇市の場合は以前から直接市の職員による行政吏員が担当している。そこで従来の区長制度より徴税の面も上つたのが理由あると、一例を申し上げますと、徴税の面においても、区長制度を取つた時より上がり、又それだけの徴税効果が上がつて来ていると云うことであります。そこで宣野市においてもこの際根本的な問題として末端行政の有り方を検討して、委員会としては現在の暫定処置として繼續されている。この委託制度をこの際改善して、担当員制度を採用すべきであると云う結論になつております。一方で、沖縄市でも従来の区長制度を廃止して、担当員制度を採用すると云うような準備をしております。一方で、市議会では、部落自治と行政關係でありますが、従来は部落自治そのものに属人的な性格で属人的な部落であります。しかし従来の部落自治の有り方では行政執行上支障を来たすので、行政区画の改善を進めていきますが、そこで委員会を設しましても、部落自治そのものはいくらあっても私的な団体であつて、それは自由だと、市から強制されるような団体ではないと、そうなった場合一つの行政区に部落自治体そのものがあると、非常に行政が不都合になるそこで部落自治そのものと市行政区を一自治会とした場合、行政を執行して行くにしてもスムースに行くと云う様な事であります。当局の歴された語問案に示す通り、一行政区画に一自治会を置くと云うような制度にして行くと、それにしても色々意見が出てゐります。若しこの自治会が私的な自治会であると云う帶なことをあるならば、はたして一つの自治会に適合すべきかどうか、その様なことも当局にただしたわけであります。あくまでも当局案につきましては、一行政区に一自治会を置いて、一本化を図りたいと云う様なことで、委員会と致しましても、将来は必ずあたりの採用している処の自治会そのものに対しては、私的な自治会として行政そのものは完全に切りはなすと、完全と申し上げましても直接の關係はありませんが、専門局がその自治会をうまく活用し、尚且その自治会の制度をもつて、或程度行政効果を上げると云つた様な事であります。又云つた様な影響が強ましいと云う様な結論を書いたわけであります。

と云うような観点に立ちまして、いわゆる部落首長の性格をおびている区長に行政事務を担当させると、そこでその長と云うものは二重の性格をおびると、行政担当官であると同時に部落首長といわゆる行政事務以外の仕事もすると云うような二重性格をもつていると云う状態であります。それを是正するために市が暫定的に執行している處の委託制度、いわゆる区長制度は廃止したにもかかわらず、実質的には現状を維持している。そこで従来のまま継続すべきであるかどうか。或はこの機会に自治法の趣旨を生かして、直接担当区域による所の行政官を置くと云う有り方であります。この問題については、那覇市の場合は以前から直接市の職員による行政吏員が担当している。そこで従来の区長制度より微税の面も上つたのが沢山あると、一例を申し上げますと、微税の面においても、区長制度を取つた時より上がり、又それだけの微税効果が上がって来ていると云うことあります。

そこで宜野湾市においてもこの際根本的な問題として末端行政の有り方を検討して、委員会としては現在の暫定処置として継続されている。この委託制度をこの際改善して、担当員制度を採用すべきであると云う結論になつております。

コザ市でも従来の区長制度を廃止して、担当員制度を採用する云うような準備をしております。

部落自治と行政關係でありますが、従来は部落自治そのものは属人的な性格で属人的な部落であります。しかし従来の部落自治の有り方では行政執行上支障を来たすので、行政区画の改善を進めていますが、そこで委員会と致しましても、部落自治そのものはいくらあっても私約な団体であつて、それは自由だと、市から強制されるような団体ではないと、そうなった場合一つの行政区に部落自治体そのものがあると、非常に行政が不都合になるそこで部落自治そのものと市行政区を一自治会とした場合、行政を執行して行くにしてもスムースに行くと云う様な事ありました。当局の出された諮問案に示す通り、一行政区画に一自治会を置くと云うような制度にして行くと、それにしても色々意見が出たわけであります。若しこの自治会が私約な自治会であると云う様なことであるならば、はたして一つの自治会に統合すべきかどうか、その様なことも当局にただしたわけですが、あくまでも当局案につきましては、一行政区に一自治会を置いて、一本化を図りたいと云う様なことで、委員会と致しましても、将来はコザあたりの採用している處の自治会そのものに対する、私約な自治会として行政そのものは完全に切りはなすと、完全と申し上げましても直接の関係はありませんが、市当局がその自治会をうまく活躍し、尚且その自治会の制度をもつて、或程度行政効果を上げると云つた様な事であります。こう云つた様な改善が望ましいと云う様な結論を得たわけであります。

それから末端行政の事務担当者でありますか、従来は部落会長が行政事務も担当すると云つた事でありますか、そこで去つた 12 月の基本要綱なるものが、委託契約制度を採用しておりますが、市の諮詢会についても行政区の再編をばかり、一行政区に自治会を置き、その自治会長にその行政区の代表者と委託契約をすると云つた様な前段のもとにこの案が書かれていますが、委員会と致しましては、当然そう云つた委託契約を部落会長が契約して行政事務を担当すると云う様なものではなく、あくまでも暫定としてこの案を認めようとしてあることである。

そこで委員会としては、この行政区画を再編しても幽未るならばその地域の代表、部落会長的性格をもつてゐる代表者に担当せしめると、答未はどうしても、それとは切り離して担当員制度を採用して行政事務を執行させると、今度は委託契約を担当員制度に替えるという事になると、行政執行の面において色々支障があると云う当局の見解でありますので、その混らんを来たさないようにするために、暫定処置として答未は委員会が打消した専門担当員制度にすべきであると云う附帯意見を付けてあります。

当局は委員会との見解の相違ありましたので、一応説明申し上げます。お尋ねです。

委託契約された部落会長、いわゆる区長さんがやつている処の行政事務全般については、区長が直接やつているんではなくて、そこには無形の協力者、いわゆる班長、部落の幹部の方々が無報酬で無形の協力をしたために、行政事務が充実、その区長によつてなされたと云う様な事から、若し委員会で考へてある処の担当員制度を採用した場合に、はたしてその無形の協力、従来まで区長に対してやつていた協力が奪られるかどうかが疑問だと、直ちに担当員制度を取つた場合にはこう云つた協力が奪られないと云う当局の意向であります。

委員会と致しましては、一時は協力の度合がうずれるかと危れないが、しかし当局のやり方如何によつては、今まで通りの協力は奪られるのだと云う見解であります。それは確たる資料をもずよつての検討ではなく、想定をしての見解の相違でありますので、その混らんを幽未だけさけるために既現在の委託制度を直ぐなくすると云うよりは、段階をふんで、担当員制度に切りかえた方が良いと云う意見であります。

又区画の請負については、当局は 20 区画でありますか、その区画案は基本要綱にもとづいて一契約者が市から行政事務を担当幽未する範囲が 3,000 名を対象に区画されたのが、この案であります。又特別地域、即ち過渡の邊境以外の地域基本要綱に記載されて、人口密度を勘案した処のものが、一週当該当り一行政区でこれが先づ処理幽未ると云う様にして、行政区画がなされてい

それから末端行政の事務担当者ですが、従来は部落会長が行政事務も担当すると云つた事がありますが、そこで去つた12月の基本要綱なるものが、委託契約制度を採用しておりますが、市の諮詢案についても行政区の再編をはかり、一行政区に自治会置き、その首次会長にその行政区の代表者と委託契約をすると云つた様な前提のもとにこの案が出来てますが、委員会と致しましては、当然そう云つた委託契約を部落会長が契約して行政事務を担当すると云う様なものではなく、あくまでも暫定としてこの案を認めようと云うことである。

そこで委員会としては、この行政区画を再編しても出来るならばその地域の代表、部落会長的性格をもつてゐる代表者に担当せしめると。将来はどうしても、それとは切り離して担当員制度を採用して行政事務を執行させると。今直ぐ委託制度を担当員制度に替えるという事になると、行政執行の面において色々支障があると云う当局の見解でありますので、その混らんを来たさないようにするために、暫定処置として将来は委員会が打出来た処の担当員制度にすべきであると云う附帯意見を付けてあります。

当局と委員会との見解の相違ありましたので、一応説明申しあげます。

委託契約された部落会長、いわゆる区長さんがやつてゐる処の行政事務全般については、区長が直接やつてゐるんではなくて、そこには無形の協力者、いわゆる班長、部落の幹部の方々が無報酬で無形の協力をしたために、行政事務が充份、その区長によつてなされたと云う様な事から、若し委員会で考へてゐる処の担当員制度を採用した場合に、はたしてその無形の協力、従来まで区長に対してやつていた協力が得られるかどうかが疑問だと。直ぐ担当員制度を取つた場合にはこう云つた協力が得られないと云う当局の意向がありました。

委員会と致しましては、一時は協力の度合がうすれるかも知れないが、しかし当局のやり方如何によつては、今まで通りの協力は得られるのだと云う見解であります。これは確たる資料をもすよつての検討ではなく、想定をしての見解の相違でありますので、その混らんを出来だけさけるためには現在の委託制度を直ぐなくすると云うよりは、段階をふんで、担当員制度に切りかえた方が良いと云う意見であります。

又区画の溝脇については、当局案は20区画でありますが、この区画案は基本要綱にもとづいて一契約者が市からの行政事務を担当出来る範囲が3,000名を対象に区画されたのが、この案であります。又特別地域、即ち基督教の地域以外は全地域基本要綱にもとづいて、人口密度を勘案した処のものが、一担当員当り一行政区でこれが充份処理出来ると云う様にして、行政区画がなされてい

ると云う様うであります。従来の区より、もつとも効率的を期みであります、合理的な答話として、懸念された混らんはないと云うことですあります。

19番～無形の協力が得られるかどうかと云う事でありますたが、この無形の協力、委長さん方の職務について考え方をどうか、区画を設置して、新しい委託者を募る無形の協力を得ると云う事は、結局前のものに協力を求めると云う場合よりも、現状に力を入れて、それに協力を求めた方が良いと思うが。

委員長～現在の区画そのものが、属人的な区画であつて、そこでおのずから行政執行の面において支障を来たしたといつてが爲考査した。そこで行政区を再編する理由、趣旨は従来の属人的な行政区画の有り方を修正致しまして、その地域を属地的な行政区画に再編すると云う様な、大きな目的があります。

一例を申し上げますと、安仁屋と云う部屋はあるんだが、その地域そのものがないと、そうしますと、その行政事務を行ふ場合、他地域に安仁屋人が居るとか、他の行政事務区域内に外の人が居ると云うやうな事で行政事務を執行する意味において、相当支障があり、又従来の行政を何とか改善しようと云うのが、どの様であります；そこで、例へば従来の無形の協力はあつたとして、それに専門化してより一層の協力をしてなければ、別に差支へないと思う。もちろん従来は属人的な行政であつたが、そこで無形の協力は今まで得られたのだから、なお一層の協力を図るならば、より効果があるがると。あえて行政区画をしなくても良いんだとのことであります。が、委員会としましても、この問題を相當検討しました。協力が得られる、得られないと云うことは、執行者の責任において、当然行政事務を執行すべきである。協力を求める、求められないと云うことは、市長の権限如何にあるんだと、そこで佐島の協力が得られないと云うことは当らない。又今までの無形の協力をあえてにして行政執行をやると云う様なことでは、当らないといひう委員会の意向に對して、協力を得られないにしても、今の職責を相当ふやすことによつて、無形の協力がなくても、充份やつていけると云う様な見解であります。そこでいきおい今の23名をラ0名～60名にもして、そのような無形の協力が取れても充份やつて行けるんだと。そうなると経費の負担が重くなるし、経費の権限という事からも、無形の協力を求めながら行政を改善し、行政区の合理化を図ると云う様な當用の考え方であります。委員会としても一応は見解の相違はあつたにしても、段階をふんで、ある一定期間との方をやちせながら、もし無形の協力が、区長でないかと協力が得られないかとが、或は担当員制度であつても当然市長の市政に対する協力は得られるんでないかと、そ

ると云う様うであります。従来の区より、もつとも効率的な歩みであります、合理的な再編として、懸念された混らんはないと云うことであります。

19番～無形の協力が得られるかどうかと云う事であります。この無形の協力、班長さん方の職務について考えられたかどうか、区画を設置して、新しい委託者を得て無形の協力を得ると云う事は、結局前のものに協力を求めると云う場合よりも、現状に力を入れて、それに協力を求めた方が良いと思うが。

委員長～現在の区画そのものが、属人的な区画であつて、そこでおのづから行政執行の面において支障を来たしたという面がありました。そこで行政区を再編する理由、趣旨は従来の属人的な行政区画の有り方を訂正致しまして、その地域を属地的な行政区画に再編すると云う様な、大きな目的があります。

一例を申し上げますと、斐仁屋と云う部落はあるんだが、その地域そのもがないと。そうしますと、その行政事務を行ふ場合、他地域に安仁屋人が居るとか、他の行政事務区域内に外の人が居ると云うやうな事で行政事務を執行する意味において、相当支障があり、又従来の行政を何とか改善しようと云うのが、この案であります。そこで、例へば従来の無形の協力はあつたとして、それに尚強化してより一層の協力をして行けば、別に差支へないと思う。もちろん従来は属人的な行政であつたが、そこで無形の協力は今まで得られたのだから、なほ一層の協力を図るならば、より効果があがるんだと。あえて行政区画をしなくても良いんだとのことでありますが、委員会としましても、この問題を相当検討しました。協力が得られる、得られないと云うことは、執行者の責任において、当然行政事務を執行すべきである。協力を求める、求められないと云うことは、市長の善処如何にあるんだと。そこで住民の協力が得られないと云うことは当らない。又今までの無形の協力をあてにして行政執行をやると云う様なことでは、当らないという委員会の意向に対し、協力を得られないにしても、今の職員を相当ふやすことによつて、無形の協力がなくても、充份やつていけると云う様な見解でありました。そこでいきおい今の23名を50名～60名にもして、そのやうな無形の協力がなくとも、充份やつていけるんだと。そうなると経費の負担が重くなるし、経費の軽減という事からも、無形の協力を求めながら行政を改善し、行政区の合理化を図ると云う様な当局の考え方であります。委員会としても一応は見解の相違はあつたにしても、段階をふんで、ある一定期間この方をやらせながら、もし無形の協力が、区長でないと協力が得られないとか、或は担当員制度であつても当然市民の市政に対する協力は得られるんではないかと、そ

とて、一定期間経過することにまつて、はつきりするから、その時に又再検討して行くと云う事であります。

主

10番～11区、12区、13区、15区、16区、17区、18区の決定の理由が各々異つているが、1番の理由は住民の要望、地域の状況と、2番目の理由は、地域の人口規模、困難なる骨限線と3番目の地域の状況、学校区の問題、尚又延し向なつながり等とありますが、審査の過程において、色々問題もあつたかと思ひますが、やはり行政区は設置すると。

次の区画において、色々修正も出て来るわけであります。区域を面した場合はに随行教説書と云う事が来るわけであります。この場合は、特例に住民の協力が早急には得られない時、先にも陳情がありましたが、そり云つた地域を考慮されたかどうか。

委員長～修正した経過であります。先にも申し上げました様に、本塗の骨限線の審査に入つた場合に、陳情第2号も一括審査致しまして原稿の趣旨そのものが、従来の学地抽区の場合、住民登録地域においては、地図そのものが大団扇で難解もっている状態である。そこで当局案は一号議と34号議の骨限線になつています。それでそらしますと、字地名の一部が大団扇に、又字地名の一部が眞志喜になり、大団扇の一部が学地抽になつてゐると云う事なことになりますが、監査の趣旨内容をもすると、行政区の区画を再編もその地域の住民の福し、利便を圖つて行政効果を上げるんだを云つた陳情趣旨に基づいて決定したわけであります。それと、そこで陳情書の内容と大きく變つてありますので、私も委員会を致しましては、その陳情の趣旨内容を充份検討致しました丸が、この陳情を採択すると、行政区の原形である区画を相当支障があるかどうかと云うことを、当局にただした丸が、あくまでも地域住民の希望、協力が求められる様な区画の変更が基本原則にはづれないと云う點であるならば良いと云う意見も御座いましたので、又委員会としても直接現地調査をした丸が、地頭から出された陳情の通り骨限線を置しても湖に支障がないと云う勘定を見直したわけであります。その地域の住民の意志も尊重反対せしめ、原案の趣旨内容にも別に支障がないと云つた趣旨とともに充份検討して、地域の状況、従来の住民登録地域の骨限線地域の裏裏も、別に基本原則に反しないと、そうであれば、或程は住民の要望を反映せしむるべきだと云う様な観点に立つて、との陳情書にもある通り、通り会、そのものとなるべく一行政地域内であれば、活動もより活発になり、連携が密になると云う点も指摘してありますので、それも充份検討もましましめた丸が、資金も2ヵ月間も予算をう上りも、外にはつきりした骨限線がある事も、そりが最も重

ことで、一定期間経過することによつて、はつきりするから、その時に又再検討して行くと云う事であります。

1

18番～11区、12区、13区、15区、16区、17区、18区の決定の理由が各々異つているが、1番の理由は住民の要望、地域の状況と、2番目の理由は、地域の人口規模、明確なる分限線と3番目が地域の状況、学校区の問題、尚又歴史的なつながり等とあります。審査の過程において、色々問題もあつたかと思いますが、一応は行政区は設置すると。

次の区画において、色々修正も出て来るわけであります。区域を画した場合には行政機構と云う事が来るわけであります。この場合、特別に住民の協力が早急には得られない。先にも陳情がありました、そう云つた地域を考慮されたかどうか。

委員長～修正した経過であります。先にも申しあげました様に、本案の分限線の審査に入つた場合に、陳情第2号も一括審査致しまして陳情書趣旨そのものが、従来の字地泊区の場合、住民登録地域においては、堆積そのものが大謝名で雑居している状態であり、そこで当局案は一号線と34号線の分限線になつています。

そうしますと、字地泊の一部が大謝名に、又字地泊の一部が真志喜になり、大謝名の一部が字地泊になつていると云う様なことになりますが、諮問の趣旨内容からすると、行政区の区画を再編しその地域の住民の福し、利便を図つて行政効果を上げるんだと云つた様な趣旨に基づいて決定したわけであります。

そこで陳情書の内容と大きく変つておりますので、我々委員会と致しましては、その陳情の趣旨内容を充份検討致しました処が、この陳情を採択すると、行政区の原案である区画と相当支障があるかどうかと云うことを、当局にただした処が、あくまでも地域住民の希望、協力が求められる様な区画の変更が基本要綱にはづれない点であるならば良いと云う意見も御座いましたので。又委員会としても直接現地調査をした処が、地域から出された陳情の通り分限線を画しても別に支障がないと云う結論を見出しました。その地域の住民の意志も充份反映せしめ、原案の趣旨内容にも別に支障がないと云つた様なことも充份勘案して、地域の状況、従来の住民登録地域の分限線地域の規模も、別に基本要綱に反しないと。そうであれば、或程度住民の要望を反映せしむるべきだと云う様な観点に立つて、この陳情書にもある通り、通り会、そのものとなるべく一行政地域内であれば、活動もより活発になり、連けいが密接になると云う点も指摘してありますので、それも充份検討致しました処が、通り会も2つに割れると云うよりも、外にはつきりした分限線があるならば、そう云う所を

勧業して行こうと云つた事で一応は佐島の要望も反映せしめて、この線を打ち出しています。

それから15区、16区の境界線であります。先程も申し上げました通り、その地域にもつとも関係の深い佐真下区からの陳情であります。あの陳情は原案に対しては反対だと、しかし委員会としては、はたして15区、16区の両地域内に3つの区域が設置されても良いかどうかと云うことを検討致しました。

12月の基本要綱にも示められた通り、要綱からははずれるので3つの行政区を設置する事はどうしても出来ないと（参考程度に審査を兼ねた）。あの陳情の趣旨からして絶対に取り入れる事は出来ないと云うことで、当局案の示めす通り、この地域においては、3つの区域が妥当であると云う観点に立ちまして、その脇限線なるものが、はたして妥当の線であるかを実地調査をやつたわけあります。原案の脇限線は少し不明確な点があると、これを少し引き替える事によつて、明確なる線が打ち出せると云う事であります。その修正は基督教小学校入日の道路から学校に向つて滌添村境界までとすればなほ明確になると、それから真榮原と佐真下が1区画になると、面積が相当大きくなるにまたがると、そこでその面積、人口においても当局が算じてある人口規模そのものは大体いかであります。真榮原地域においては人口がふえる傾向があると、将来は現真榮原区だけでも相当な人口密度になると、そうすると大体均こうを保つという人口規模が反面においては非常 ~~極~~ 不均 ~~均~~ なる人口規模になると、そう云う処も一応勘案しました處、一部を16区に合併させても、近い将来においても大体同じ位になるんだと云う様な処も加味して修正してあります。以上が15区、16区についての境界線の修正の理由であります。それから16区、17区、18区であります。全島の注目を集めている処の土地改革、いわゆる政府政策のハイロット事業がその地域内に指定され、既に調査も終えて事業にかかると云う段階に来ております。ので直ぐその区域をどこかに合併した場合、この事業が中断すると云う事になると、この際土地の改革をしてその土地改良事業を推進し難といつてはいる意よくが完全になくなつてしまふ。そこで事業を推進して行く上にも、その地域の住民の要望を取り入れるべきだと云う事であります。

市当局から出された原案そのものは、長田と滌真志の部落が合併すると云う事でありますが、特に滌真志の南の端においては、我如古の部落の一部を隣り合せており、尚且地域的つながりも多いと云うのであります。長田に合併された場合、長田の地域までは非常に遠い距離になつて不便になると云うこともあるし、又その地域の状況からしても滌真志の一部は当然我如古に合併した方がその地域の住民の利益になると、それから学校区の問題であります。

勘案して行うと云つた事で一応は住民の要望も反映せしめて、この線を打ち出しています。

それから15区、16区の境界線ですが、先程も申し上げました通り、その地域にもつとも關係の深い佐真下区からの陳情であります。あの陳情は原案に対しては反対だと、しかし委員会としては、はたして15区、16区の両地域内に3つの区域が設置されても良いかどうかと云うことを検討致しました。

12月の基本要綱にも示めされた通り、要綱からははずれるので3つの行政区を設置する事はどうしても出来ないと（参考程度に審査をなした）。あの陳情の趣旨からして絶対に取り入れる事は出来ないと云うことで、当局案の示めす通り、この地域においては、2つの区域が妥当であると云う觀点に立ちまして、その分限線なるものが、はたして妥当の線であるかを実地調査をやつたわけであります。原案の分限線は少し不明確な点があると、これを少し引き替える事とよつて、明確なる線が打ち出せると云う事であります。その修正は嘉教小学校入口の道路から学校に向つて浦添村境界までとすればなほ明確になると。それから真栄原と佐真下が1区画になると、面積が相当大きな範囲にまたがると。そこでその面積、人口においても当局が定めてある人口規模そのものは大体いかしてありますが、真栄原地域においては人口がふえる傾向があると、将来は現真栄原区だけれども相当な人口密度になると、そうすると大体均こうを保つという人口規模が反面においては非常にばんばつ的な人口規模になると、そう云う処も一応勘案しました処、一部を16区に合併させても、近い将来においても大体同じ位になるんだと云う様な処も加味して修正してあります。以上が15区、16区についての境界線の修正の理由であります。それから16区、17区、18区でありますが、全般の注目を集めている処の土地改革。いわゆる政府施策のパイロット事業がその地域内に指定され、既に調査も終えて事業にかかると云う段階に来ております。ので直ぐその区域をどこかに合併した場合、この事業が中断すると云う事になると、この際土地の改革をしてその土地改良事業を推進し様といつてはいる意よくが完全になくなつてしまふ。そこで事業を推進して行く上にも、その地域の住民の要望を取り入れるべきだと云う事であります。

市当局から出された原案そのものは、長田と志真志の部落が合併すると云う事であります。特に志真志の南の端においては、我如古の部落の一部を隣り合せており、尚且地域的つながりも多いと云うのであります。長田に合併された場合、長田の地域までは非常に遠い距離になつて不便になると云うこともあるし、又その地域の状況からしても志真志の一部は当然我如古に合併した方がその地域の住民の利益になると、それから学校区の問題であります。

ですが、現状は駒ヶ小学校に通学して、駒ヶ校区であります。行政区が善徳され駒ヶ小学校に一行政区がはたして二学校区域に分離出来るかと云うことは全然考へられないと、今まで歩いて通学しているが、当局塞の通り合併した場合は、駒ヶ小学校に通学しなければ駒ヶ小ないと、するとバスを利用しなければ駒ヶ小ないので、父兄の負担が必然的に過重になつて来る。それに交通安全の面からしても、1号線を通つて行くと云う事は色々危険が伴うと、しかし駒ヶ小学校に通学するには駒ヶ小を通過するので、そう云う心配もないと、尚更に駒ヶ小を通過する事もありますが、今長田に合併される志真志の地域においては、戦前は我祖古の行政区であります。そこから分離したのが志真志であります。駒ヶ小の人口が多いため深谷と、以上の様な理由によつて修正してあります。

1.8番～1.9区、1.9区の云取路も南北側であります。駒ヶ小の境界と云うと、どちらが駒ヶ小か、将来は行政を執行するにおいて、色々問題もあると思うが、そう云つた処に據りまして或程度担当官制長で担当官を置くべきも駒ヶ小だとあります。第1に行政区画をするんだと云う前提はどこまでも適当な区画で分限すると、第2に之の限界分限なる分限線でやろうと云う船らいてあると思うが、それすらする上委員会でこの点について検討されたかどうか

委員長～駒ヶ小の境線と云う様な点だけを考えた場合、当局案の案が上位にした方が最も最も駒ヶ小の境線だと云う事が云える。しかしこの設置規定の趣旨から改めますと、この分限線をはつきりすると云うのと同時に、今後の未端行政を円滑にすると云う點の趣旨が含まれています。そこでその題目を考えた場合に未端住民の協力のない限り行政の発展はあり難ないと云う様な立場に立つた場合、この分限なる境線と云うのが、それより外に線がはつきりすれば、別に両方の地域を充當せると云うのと、住民の要望を充當反映せしめ市政を発展せしめると云う様な立場に立つて、居住の問題より総合的な行政を批判して、委員会として検討正規の通り修正した。先に申し上げました様に、単なる行政事務だけでなく、その地域の発展も或程度行政の力であると云う様なことで、やはりその通り会場の行政区内外にある通り会そのものの領導助言、或はその実績を図る監査からユウの行政区内外にあつた方の監査をして云うようねたてまえから分限、境界線、そのものの上位だけでなく、総合的な立場に立つて委員会の修正した理由がなつております。

1.8番～佐真下の場合はに便益損とか、陳情の内容とか考えて、区画してあるが、衝突の協力を得られないとき、陳情の取扱でスムーズに行くと云うか、委員会は行政上どうしてあるべきかは決ればならないと云うことか、執行面も考慮されたかどうか。

すが、現状は基督教小学校に通学して、基督教区であります。行政区が再編された場合に一行政区がはたして二学校区域に分離出来るかと云うことは全然考えられないと、今まで歩いて通学しているが、当局案の通り合併した場合は、宣誓湾小学校に通学しなければ出来ないと、するとバスを利用しなければ出来ないので、父兄の負担が必然的に過重になつて来ると、それに交通安全の面からしても、5号線を通つて行くと云う事は色々危険が伴うと、しかし基督教小学校に通学するには農道を通りるので、そう云う心配もないと。尚又歴し的つながりもありますが、今長田に合併される志真志の地域においては、戦前は我知古の行政区であります。そこから分離したのが志真志であり、歴し的つながりも深かいと、以上の様な理由によつて修正してあります。

18番～12区、13区の三叉路から南側であります。分明なる境界と云うと、どちらが正しいか、将来は行政を執行するにおいて、色々問題もあると思うが、そう云つた処には3条で或程度担当官制度で担当官を置くことも出来るとあります。第1に行政区画をするんだと云う前提はどこまでも適当な区画で分限すると、第2にこの際分明なる分限線でやらうと云うねらいであると思うが、これからすると委員会でこの点について検討されたかどうか

委員長～分明なる境界線と云う様な点だけを考えた場合、当局案の方が1号線を界にした方が最も分明なる界線だと云う事が云える。しかしこの設置規定の趣旨から致しますと、この分限線をはつきりすると云うのと同時に、今後の末端行政を円滑にすると云う様な趣旨がまえであります。そこでその趣旨を考えた場合に末端住民の協力のない限り行政の発展はあり得ないと云う様な立場に立つた場合、この分明なる界線と云うのが、それより外に線がはつきりすれば、別に両方の地域を充份いかせると云うのと、住民の要望を充份反映せしめ市政を発展せしめると云う様な立場にたつて、居住の問題より総合的な行政を検討して、委員会としては修正案の通り修正した。先にも申し上げました様に、単なる行政事務だけでなく、その地域の発展も或程度行政の力であると云う様なことで、やはりその通り会等の行政区画内にある通り会そのものの指導助言、或はその発展を図る意味から1つの行政区画内にあつた方が望ましいと云うようなたてまえから分限、境界線、そのものの1対だけでなく、総合的な立場に立つて委員会の修正した理由になつております。

18番～佐真下の場合には規模とか、陳情の内容とか考えて、区画してあるが、住民の協力を得られないとき、執行の段階でスムースに行くと思うか、委員会は行政上どうしてもこうでなければならぬと云うことか、執行面も考慮されたかどうか。

議長～暫休憩致します。（午後5時半1分）
議長～再開致します。（午後5時5分）
議長～これを以つて委員長の報告を終ることに致します。
議長～報告第1号、第2号については、質疑の段階において総統督議に付したいと思ひますが、御異議ございませんか？
（異議なしと呼ぶものあり）
議長～御異議がないものと認め、報告第1号、第2号については、質疑の段階において総統督議に付することに致します。
議長～暫休憩致します。（午後5時7分）
議長～再開致します。（午後5時10分）
議長～原情第3号、第4号について、参考人（説明者）を呼んで總督議院を聽取する必要があるかどうかお詰り致します。

議 長～暫休憩致します。（午後5時11分）

議 長～再開致します。（午後6時5分）

議 長～これを以つて委員長の報告を終ることに致します。

議 長～報告第1号、第2号については、質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

議 長～御異議がないものと認め、報告第1号、第2号については、質疑の段階において継続審議に付すことに致します。

議 長～暫休憩致します。（午後6時7分）

議 長～再開致します。（午後6時10分）

議 長～陳情第3号、第4号について、参考人（説明者）を呼んで趣旨説明を聴取する必要があるかどうかお詰り致します。

（異議なしと呼ぶものあり）

議 長～御異がないものと認め、明冒陳情第3号、4号については参考人（説明者）を呼んで趣旨説明を聴取することに致します。

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議は終ることに致します。尚明冒は午前10時より再開することに致します。

散 会（午後6時12分）